

中小事業主等の労災保険(第一種特別加入)

社会保険労務士安川事務所

◆特別加入者の労災保険料

希望する算定基礎日額の保険料算定基礎額に当該事業所に適用されている業種に定められた労災保険料率を乗じた額です。

◆特別加入保険料算定基礎額表

給付基礎日額	保険料算定基礎額(給付基礎日額×365)
25,000	9,125,000
24,000	8,760,000
22,000	8,030,000
20,000	7,300,000
18,000	6,570,000
16,000	5,840,000
14,000	5,110,000
12,000	4,380,000
10,000	3,650,000
9,000	3,285,000
8,000	2,920,000
7,000	2,555,000
6,000	2,190,000
5,000	1,825,000
4,000	1,460,000
3,500	1,277,500

※上記の数字は円単位です。

※年度途中の加入、脱退の時の保険料は月割りとなります。

※年度途中での給付基礎日額の変更はできません。

◆当事務所への委託

中小事業主等が労災保険に特別加入するには、東京SR経営労務センター(労働保険事務組合)に事務委託する必要があります。

しかし、社会保険手続きは東京SR経営労務センターでは行なうことはできません。

東京SR経営労務センターに委託する場合は必ず当事務所を通じて委託しますので、社会保険手続きは当事務所が行ないます。